

平成 19 年度第 3 回出島処分場事業連絡調整協議会の概要

1 日時, 会場

- 平成 20 年 2 月 19 日 (月) 18:30~20:45
- 宇品老人いこいの家 3 階会議室 (南区宇品御幸四丁目)

2 出席者

- 会長他 10 名出席 (3 名欠席, 2 名代理出席)

3 議事要旨

(1) 協議会の進行

- 平成 19 年度第 2 回協議会の議事概要の確認
- 出島地区港湾整備事業環境監視結果 (工事着手後) 及び周辺環境の事前調査結果 (平成 19 年 10 月調査, 補足調査) の報告
 - ・工事中の環境監視結果では, いずれの項目も監視基準に適合している。
 - ・周辺環境事前調査結果では, 底質の有機塩素化合物が目安としている有害水底土砂判定基準を超過した。その他の項目については, 過去の調査結果と同程度であり特に異常はない。
 - ・底質の有機塩素化合物に係る補足調査の結果, 有機塩素化合物の濃度上昇については, PCB, ダイオキシン類及びトリクロロエチレン等揮発性有機塩素化合物などの有害な有機塩素化合物との関連性は見られず, 分析時に底質中に含まれる硫黄化合物 (硫化物イオン) が妨害物質として影響を与えていることが推察される。
- 遮水シート等材料試験結果の報告
 - ・搬入前及び施工中の遮水シート及び保護マットの材料試験の結果, 強度等の基本特性値は, すべての項目で基準値を満足している。
- 出島地区廃棄物処分場の整備スケジュールの説明
 - ・五日市処分場の埋立終了が 1 年早まるとともに, 後継施設である出島処分場の工事の遅延や試運転期間を必要とすることなどから, 出島処分場の供用開始が 1 年間程度延伸することとなり, 県西部地区に少なくとも 2 年間, 公共関与処分場がない状況が生じる。
 - ・五日市処分場については, 平成 12 年度から廃棄物の受入を抑制してきたが, 残余容量が僅かとなり, 平成 20 年度末には埋立終了する見込みとなった。
 - ・排出事業者の事業活動への影響を極力軽減するため, 今後, 県としては民間処分場等の情報提供に努め, 出島処分場の早期の供用開始に向けて検討していきたいと考えている。
 - ・18 年度中にケーソン製作を完了する予定が, 談合問題が発生し, ケーソン製作工の一部が発注できなくなり, 19 年度に残りの製作発注を行ったが, 結局, 製作完了が 1 年延びて 19 年度までかかることとなった。
 - ・このため, ケーソン据付工が 20 年度前半, 遮水工及び上部工が 22 年度後半の完了予定となってしまう。
 - ・工事の遅れを最小限にするため施工手順の見直しなどを検討してきたが, 施工エリアが狭く, 特殊な作業であることなどから, 予定どおりの工期で完了させることができない状況である。

- ・17年度に3年延伸し、今回また延ばすということで、皆様には大変御迷惑をおかけしますが御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○その他

- ・現在、ケーソン4函を製作中であり2月末に完成予定。製作したケーソンは5月まで設置し、開口部ケーソン以外のケーソンが据付けられる予定。
- ・開口部の4函のケーソンは、作業船の出入り口を確保するため、上下に分割した構造のケーソンとなる。
- ・ケーソンの下函と上函が接する面は、内側にアスファルトマスチックを充填し、遮水性を確保し、ケーソンの下函と上函を押え棒鋼により固定する。

○次回協議会の開催の調整

- ・次回の協議会は3月後半開催予定で、後日日程調整を行う。

(2) 発言要旨

○出島地区港湾整備事業環境監視結果（工事着手後）及び周辺環境の事前調査結果（平成19年10月調査、補足調査）の報告

- ・有害水底土砂の有機塩素化合物に係る判定基準は妨害物質も含んで40mg/kg以下ということか。
 - 公定法では妨害物質を除去する処理をした後に分析して、その結果を判定基準40mg/kgと比較するようにはなっていないため、妨害物質があればその影響を含んでしまう。
- ・本来は有害な有機塩素化合物を全体としてとらえることが目的であったが、当時定められた公定法では、底質の状態によっては目的外の妨害物質の方を測定している状況となることが今回の補足調査結果から判明した。有害な有機塩素化合物が実際に検出されたわけではなく、妨害物質である硫黄化合物の影響を受けた結果であり、これについては、まずは御安心いただきたい。
- ・有機塩素化合物が高濃度となったことは、工事との因果関係があるのか。
 - 工事の内容から考えて、その影響ということはないのではないかなと思うが、次回までにできる限りの調査をして報告する。
- ・今後とも有機塩素化合物は公定法で分析した結果を用いるのか。
 - 公定法の結果を報告するとともに妨害物質の影響についても追跡して調査し、皆さんに御安心していただきたいと考えている。

○出島地区廃棄物処分場の整備スケジュールの説明

- ・談合問題などの理由があったにしても、元々工事は4年という話がもう8年もかかっている。五日市処分場が満杯となるため、出島処分場の供用開始を平成19年にしなければ大変なことになるということで、本当はもう少し事前の協議の中で議論したかったがやむなく工事の着工を認めた。こんなことになり非常に残念である。
- ・工事が遅れることは1年前から分かっていたのではないかな。
 - 18年度に製作発注する予定であったケーソンが平成19年5月ようやく発注できた。その後全体工程を見直し、工事の工法や手順などありとあらゆる検討を行い工期短縮を図っていたが、昨年秋には工事請負業者が民事再生法の手続に入るなど更なる見直しを行うこととなり、最終的にどの程度工事が遅れるのかということを確認するのに非常に時間がかかり公表がこの時期となった。

- ・昨年、県から日曜日も工事させてもらいたいという要請があり、工事を予定どおり進行させた方がいいだろうということで我々も日曜の工事を認めたが、このような事態になり全く意味がなかった。来月から日曜の工事も止めてもらいたいと感じている。
- ・廃棄物の受入は10年間であるという約束は守っていただきたい。
 - 協定の中でも廃棄物の受入計画期間は10年間と明記しており、それを尊重していくことが県としての筋であると考えている。
- ・出島処分場の工事が遅れること、五日市処分場が1年早く終了することについては、これまで県から市に対して事前に説明や相談はなく、今月に入って初めて説明を受けた。工事が遅れた詳しい理由を示していただきたい。当初の計画どおりの廃棄物の受入開始ができるよう、工事工程を詳細に見直して再検討していただき、その結果を説明してもらいたい。
 - 県としてもぎりぎりまで広島市との調整ができていなかったという点については、反省すべきと思っている。詳細な理由等については、市との調整を行いながら提示できるものがあればしてまいりたい。
- ・出島処分場が供用開始するまでに次の埋立処分場を考えておいてもらいたい。次の処分場がないといつまでも出島処分場を空けておくことになる。
 - 民間との役割分担や公共関与処分場をどういう所でどういうふうに造れるのか、あるいは造れないのかなどを含めて、公共関与処分場のあり方を検討する時期に来ていることは認識している。ただ現状では、具体的に内容を申し上げるまでの検討は済んでおらず、今後検討を始めてまいりたいと考えている。

4 会議資料の資料名一覧

- ・会議次第
- ・平成19年度第2回出島処分場事業連絡調整協議会の概要
- ・出島地区港湾整備事業環境監視結果の概要
- ・周辺環境の事前調査結果について
- ・周辺環境事前調査の補足調査結果について
- ・平成19年度遮水シート等材料試験立会結果
- ・公共関与廃棄物処分場事業について
- ・出島地区廃棄物護岸工事について
- ・出島地区廃棄物処分場工事だより
- ・開口部ケーソンについて

※ 担当事務局

広島県環境部環境対策局産業廃棄物対策室
TEL : 082-513-2964 (ダイヤルイン)